



家屋の確認調査の様子

家屋の確認調査を行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を利用し、新增築または滅失された家屋の調査を行っています。

「家屋が新增築されている場合」

課税対象となる場合は、家屋調査をお願ひする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は直接訪問することがあります。

「家屋が滅失されている場合」

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したこ

とが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますので、ご相談ください。

「住民の皆さんへのお願い」
郵送している固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合はご連絡ください。

また、過年度に建築された家屋については、原則、調査した年度を含んで最大5年間さかのぼって課税します。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係
☎ 6905



ホームページ

確定申告は

「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」 を利用しましょう!!

例年、確定申告会場は混雑し、長い待ち時間が発生します。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、自宅等から「e-Tax」を利用してみませんか。

▼利用方法

①マイナンバーカードでログイン
マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要で

▼問合せ 大田原税務署

☎ 0287-22-3115 (音声案内2番)



e-tax
ホームページ

○スマートフォンでの「e-Tax」
操作方法等説明会

▼日時 11月17日(水)午前10時～午後4時

▼場所 役場本庁1階市民ホール

▼持ち物 運転免許証などの本人確認書類

※申告者本人が来庁してください。
※右記の日程以外でも、大田原税務署で相談ができます。

「税を考える週間」 「くらしを支える税」

国税庁では、毎年11月11日(木)から17日(木)までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

「税を考える週間」の期間中、大田原税務署では「税についての作文」の優秀作品のパネル展示を行います。

▼展示場所 大田原税務署、大田原県事務所、那須町役場ほか

▼問合せ 大田原税務署
☎ 0287-22-3115 (音声案内2番)

納付窓口の受付時間 が変わります

令和3年10月1日から、大田原税務署窓口で納税できる時間が次のとおり変わりました。ご理解とご協力をお願いします。

▼時間 午前9時～午後4時

※キャッシュレスでの納付など、便利な納税手続きがあります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁
ホームページ

11月は個人事業税 2期分の納付月です

コンビニエンスストア(税額30万円以下のもの)、クレジットカード納付(Yahoo! 公金支払い、税額100万円未満のもの(決済手数料別途))、ペイジーによる納付ができます。また、令和3年からPayPay、LINE Payによる納付ができます(税額30万円以下のもの)。

※8月に送付した納税通知書に、2期分の納付書を同封しています。

▼納付期限 11月30日(火)まで
▼問合せ 大田原県事務所課税課
☎ 0287-23-4172



休日納付窓口を開設します 11月21日(日) AM 9:00-PM 3:00

町税等の納付について、休日納付窓口を開設します。納期限までに納付できない場合は、未納を放置せず必ずご相談ください。

■お問合せ 税務課収税係 ☎ 72-6904

